

令和7年度 第1回大間町再生可能エネルギー推進協議会 議事要旨

【開催概要】

- 開催日時 : 令和7年4月21日(月) 午前10時00分～
- 開催場所 : 大間町役場 2階 中会議室2
- 出席者数 : 委員9名中8名
田中一義、増山渉、小鷹勝敏、宮野昭一、
和田順一、松原俊逸、八重澤正幸、岡山信広
事務局3名
熊谷直喜、大西佑介、新田晃樹
随行(岡山建設)4名
小林純一、横山俊之、荒木淳逸、松橋和也

【議事要旨】

◎ 役員の選出

- 会長…協議会設置要綱 第6条第2項により、大間町総務課 田中 一義 氏
- 副会長…協議会設置要綱 第6条第3項により、大間町産業振興課 増山 渉 氏

◎ 議事(1)「協議会及び基本計画の概要について」

(熊谷)

● 本協議会が立ち上がった経緯

- ・奥戸地区で進められている大型風力発電事業について、農山漁村再生可能エネルギー法により、基本計画を作成するため、再生可能エネルギー推進協議会を設置して取り組むことができる。
- ・事業者より一定程度の協力が得られ、農林漁業の振興に活用できる。
- ・令和6年11月15日に大間町議会への協議会の設置、基本計画の作成について説明。

● 「農山漁村再生可能エネルギー法」について

- ・基本理念について、第2条第1項で、市町村、事業者、地域の関係者の相互の密接な連携のもとに、当該地域の活力の向上及び持続性発展を図ることとして行わなければならない。
- ・第2項で、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、発電の利用との調整が適正に行われなければならない。

● 「基本計画」について

- ・第5条第1項で、市町村は基本計画を作成することができる。
- ・第2項では、基本計画に掲げる事項が示されている。
 - 第1号 再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針
 - 第2号 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
 - 第3号 再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
 - 第4号 当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に関する事項

第5号 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

- ・第6項では、整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。
- ・株式会社 岡山建設様より、基本計画の作成の提案があった。

● 協議会の構成員・主な役割について

- ・お互いに協力して地域振興を図るために努力することに尽きる。
- ・それぞれの役割については、後ほどご覧いただきたい。

● 協議会で協議するポイントについて

- ・3つのポイントとして、「基本計画の作成に当たっての協議事項」、「基本計画の円滑かつ確実な実施のための協議事項」、「その他」になる。
- ・今後、この事項を参考に協議を進めたい。

● 協議会を活用するメリット

- ・1つ目 関係者、住民等のネットワークが構築される。
- ・2つ目 地域資源の掘り起こしとその活用についてのマッチングを考えことができる。
- ・3つ目 農林漁業者等が求める事業者からの売電収入の地域還元を把握することができ、地域の関係者が持つ様々なアイデアを引き出すことにより、地域の活性化の起点とすることができる。
- ・4つ目 事業者が、農林漁業が地域経済・社会の発展に果たす役割の重要性を理解する機会を持つことができ、農林漁業の健全な発展との調和を意識しながら、再生可能エネルギーの導入を進めることができる。
- ・5つ目 農林漁業者や住民等の懸念を払拭するための議論を行うことができる。
- ・6つ目 地域の活性化を図るという共通の目的を共有することで、再生可能エネルギーに対する地域の理解が醸成され、地域の理解と協力を引き出すことができる。
- ・7つ目 国、県の関係者をオブザーバーとすることで、各種施策の活用を検討や関係法令に基づく手続をスムーズに進めることができる。
- ・やはり、事業者より一定程度の協力が得られ、農林漁業の振興に活用できることが一番大きなメリットになる。

● 「大間町再生可能エネルギー推進協議会設置要綱」について

- ・国で協議会の規約の内容を示している。
- ・県内において既に協議会が立ち上げられている自治体を参考に作成したものになる。
- ・協議会の設置目的は、第2条で基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うために設置する。
- ・第4条第3項で委員の任期は2年。本日より令和9年3月31日。

◎ 議事（１）について、質疑応答

（宮野昭一 委員）

- ・町でも小型風力が建ってきているが、地域還元が現時点では地元に対しての貢献が何もない。固定資産税もない。
- ・岡山建設さんで計画している大型風力について、この協議会では、電力の何パーセントが地元・漁業に還元するとか、具体的な踏み込んだことまで協議会のメンバーで話をしなければ、立場の違う人が集まっても、協議会の意味がなくなってしまう。

（熊谷）

- ・還元について、この協議会を立ち上げ、基本計画を作ることによって、事業者から一定程度の資金協力が得られるということが明確になる。
- ・恩恵を基に、この協議会で農業・漁業の振興にどのように活用するかを今後協議いただくことになる。
- ・農山漁村の法律ですので、一般住民への還元というよりは、農業・漁業の振興のために還元していくという考え方になる。

（宮野委員）

- ・最近の新聞等で見るが、県の権限というか洋上でも陸上でも、あちこちで事業の計画があっても中々進まない。
- ・県の基盤・規約のようなものが決まらないために進まないでいると見受けられる。将来の方向性がまだはっきり決まっていないと。
- ・県のビジョンがはっきり決まらなければ我々が先走っても良いのかという心配がある。

（熊谷）

- ・県としては陸上風力については、県内全体の風力発電を規制するゾーニングを行っている。
- ・協議会を立ち上げて決められた地域については、それからは除外するという明確な県の考え方がある。
- ・そのゾーニングの規制区域の中に風力発電を立てるとすれば当然課税をされる。
- ・協議会を立ち上げることによってそういう課税を免除するというものもある。
- ・陸上の風力発電については、県は規制しているものの、地域の理解が得られればそこは開発して良いという考え方。
- ・洋上風力に関してはまた別の考え方なので説明は省略。

（宮野委員）

- ・それで簡単に判断してしまうと、突然出てきた計画に対して、県が対応できなかつたりする。
- ・建設計画が唐突に、先に出てしまうことがあるということが問題だと思う。
- ・その辺の理屈を覚えておかないと、話を進める上でその都度迷うと思い確認した。

◎ 議事（２）「再生可能エネルギー基本計画の作成について」

（熊谷）

● 「大間町再生可能エネルギー基本計画（案）」について

- ・ 国で作成の手引きに必要な項目等が示されている。
- ・ 県内において既に基本計画を作成している自治体を参考に案を作成した。
- ・ 計画の項目については基本的には、どこの自治体も同じよう構成になっている。
- ・ 「当町特有の風という地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結びつけるとともに、地域が主体性を持った取り組みを持続できるよう再生可能エネルギーとの共存を図っていく」ことを基本方針とした。
- ・ 「２整備を促進する区域」、「３発電設備の種類及び規模」については、今後、事業者より設備整備計画が提出されてから、実際に建設する住所、面積、発電規模等を追加してから、ご協議をいただくことになる。
- ・ 「４農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項」で、「発電事業者の販売収益の中から一定程度の資金協力を基金化し、農林漁業団体の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとする。」とあり、事業者からの資金協力がこの計画により担保される。
- ・ 「５配慮すべき重点事項」は、環境影響調評価法の対象となることが記載していて、自然環境の保全や景観との調和に対して適切に配慮することとなっている。
- ・ 「６目標及びその達成状況についての評価」の（１）目標については、今後事業者より、設備整備計画が提出されから記載。
- ・ 「７撤去及び原状回復」については、発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去することと、使用した土地は、直ちに原状回復する義務と原状回復に係る費用を全額負担することになっておる。
- ・ 「８その他に関する事項」では、（２）で事業者から提出される設備整備計画の認定、（３）で取り消しができる。（４）で、今後、新規の発電事業者が出てきた場合は、業者間で協議し解決した後で協議会へ参加することができる。
- ・ 「９計画図」は、設備整備計画が提出されから図面を追加。

● 基本計画策定スケジュールについて

- ・ 事業者より設備整備計画が提出されれば、基本計画に必要事項を追加し、令和８年度４月を予定。
- ・ 基本計画は素案なので、ご意見、ご質問があれば事務局まで。
- ・ まだまだ時間があるので、修正等があれば対応する。

◎ 議事（２）について、質疑応答

（和田委員）

- ・資料をみると、年に１回しか会議がない。

（熊谷）

- ・１年に１回というよりは、次の計画をまず承認いただければ事業が進む、
- ・今後、事業者より一定程度の資金協力が得られれば、それから地域振興の取り組みを皆さんと一緒に共有していくということになる。
- ・それ以降は協議の回数も増えていく。
- ・今回は、計画スケジュールの策定までのスケジュールを示した。

◎ 議事（３）「事業者の事業進捗状況について」

（岡山委員）

● 事業計画概要

- 発電所名：（仮称）大間奥戸風力発電所
- 電源種別：陸上風力
- 事業予定地：設備設置場所 → 奥戸字二ツ石地区、奥戸字焼畑地区
変電所設置場所 → 奥戸字大川目地区
- 発電容量：最大 46,200kw（最大 11 基設置予定）（詳細は検討中）
- 売電先：FIP 制度に基づき、電力市場又は第三者との相対取引を予定。
- 事業期間：20 年間から 30 年間を予定。（事業延長を検討し長く地元貢献したい）

● 事業スケジュール

- ・2022 年度から町有地を借りて風況観測を実施。
- ・設備設置予定地の地権者の協力を得ながら、ドローン測量も実施。
- ・今年度中には変電所設置予定地のボーリング調査を計画。
- ・事業の工事開始は最速で 2028 年度を予定。
- ・完成し運転開始するのは 2030 年の 7 月の予定。

● 環境影響評価とは

- ・環境影響評価とは、事業の実施にあたり、環境影響法に基づき環境への影響を評価し、その結果を踏まえて影響をより小さくするための対策を講じていく手続き。
- ・現在は、事業エリア周辺の現況調査を実施している。
- ・方法書に基づいた現地調査で得られた調査結果については、次の工程の準備書で公開する。
- ・この準備書では今よりも具体的な工事計画と環境影響と予防策を示す。
- ・環境影響評価は、四季を通じて、１年から１年半かけて行う。
- ・この手続きは環境コンサルタント業務を行っている一般財団法人日本気象協会に業務委託している。
- ・町外から調査員が来て山や河川敷を歩くので、地元の皆様が不安にならないよう、調査実施の前に大間役場、自治会長に事前に連絡をし、奥戸地区のお知らせ文書を配布する。

● 設備整備計画を策定するまでの流れ

- ・ 現在実施、実施中の各種調査で得られた知見を基に、大間町にお住まいの皆様の生活と自然環境と共存共栄できる事業を計画する。
- ・ 調査や測量などご参集の皆様のお力をお借りすることが多々ありますので、引き続きのご理解とご協力のほど改めてお願い申し上げます。
- ・ 今後、複数企業と共同開発を行うとなると、合同会社の名義で事業を進める場合がある。
- ・ 会社の名前が変わっても、岡山建設は最後まで風車を撤去して土地を地主さんにお返しするまで関わってまいります。